

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年 2月12日
【会社名】	伊藤忠エネクス株式会社
【英訳名】	ITOCHU ENEX CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小寺 明
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦三丁目 4 番 1 号
【電話番号】	03-6327-8010
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 寺岡 義行
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦三丁目 4 番 1 号
【電話番号】	03-6327-8010
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 寺岡 義行
【縦覧に供する場所】	伊藤忠エネクス株式会社カーライフ事業本部関東支店 (さいたま市大宮区土手町一丁目 2 番地) 伊藤忠エネクス株式会社カーライフ事業本部中部支店 (名古屋市中区錦一丁目 5 番11号) 伊藤忠エネクス株式会社カーライフ事業本部関西支店 (大阪市北区中崎西二丁目 4 番12号) 伊藤忠エネクス株式会社カーライフ事業本部九州支店 (福岡市博多区博多駅前三丁目 2 番 8 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成21年2月12日開催の取締役会において、平成21年4月1日を効力発生日として、会社分割により当社カーライフ事業本部（以下「CL事業本部」）の需給・特販課が営む事業の内、特販事業を、連結子会社である小倉興産エネルギー株式会社（以下「KKE」）に承継させることを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、臨時報告書を提出いたします。

2【報告内容】

(1) 当該吸収分割の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	小倉興産エネルギー株式会社
本店の所在地	福岡県北九州市小倉北区浅野二丁目14番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 石井 俊孝
資本金の額	400百万円
純資産の額（平成20年12月31日現在）	1,128百万円
総資産の額（平成20年12月31日現在）	10,869百万円
事業の内容	1．石油製品の販売 2．自動車関連事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
売上高（百万円）	34,340	78,954	97,444
営業利益（百万円）	3	229	331
経常利益（百万円）	21	222	318
当期純利益（百万円）	11	117	174

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成21年2月12日現在）

名称	発行済株式の総数に占める持株数の割合
伊藤忠エネクス株式会社	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係：当社はKKEの株式を8,000株（発行済株式総数に対する当社所有株式数の割合は100%）保有しております。

人的関係：当社の執行役員1名がKKEの非常勤取締役を兼務し、当社の常勤監査役1名及び従業員1名がKKEの非常勤監査役を兼務しております。また、当社からの転籍者2名が代表取締役及び常務取締役に就任しております。

取引関係：KKEは当社より石油製品の購入を行っております。

(2) 当該吸収分割の目的

当社CL事業本部における需給・特販課は、ホームセンターや異業種等が運営する元売ブランドを掲げていないサービスステーション（以下「SS」）、各地灯油センターへの石油製品の販売等を行ってまいりました。一方、KKEでも同様な顧客に対する石油製品の販売事業を行っております。元売再編により石油業界は、元売マークを掲げるSS（ブランドドSS）とそれ以外のオリジナルブランドSSあるいはプライベートブランドSSとの明確な住み分けが行われていくものと予想され、当社グループにおいても新たなニーズに応えられる組織が必要であるとの考えから、グループ内に存在するこれら特販事業を一元化し、規模のメリットの追求、情報の集約、顧客情報の一元管理など、経営の効率化を図ることが最善の策であると判断し、会社分割により当社からKKEに承継を行うこととなりました。これにより、当社が昨年策定した中期経営計画「Core&Synergy2010」の達成を引き続き目指してまいります。

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容、その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

当社を分割会社とし、KKEを承継会社とする分社型吸収分割です。

吸収分割に係る割当ての内容

承継会社であるKKEは、当社の完全子会社であるため、株式の割当て交付はいたしません。

吸収分割契約の内容

当社とKKEが平成21年2月12日に締結した吸収分割契約の内容は次のとおりです。

吸収分割契約書

伊藤忠エネクス株式会社（以下「甲」という。）と小倉興産エネルギー株式会社（以下「乙」という。）は、甲が第2条に定める事業（以下「本件承継対象事業」という。）に関して有する一定の権利義務を以下の条件に従い乙に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本件吸収分割の当事会社に係る商号及び住所）

(1) 分割会社（甲）

商号：伊藤忠エネクス株式会社

住所：東京都港区芝浦3丁目4番1号

(2) 承継会社（乙）

商号：小倉興産エネルギー株式会社

住所：福岡県北九州市小倉北区浅野2丁目14番1号

第2条（本件承継対象事業の定義）

本件承継対象事業とは、甲の営んでいる石油販売事業の内、供給統括部特販課（北海道特販課除く。）が行っている事業及びこれに付随関連する事業をいう。

第3条（本件吸収分割による権利義務の承継）

1. 甲は、本契約に定めるところに従い、本件吸収分割により、第4条に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを甲から承継する。

2. 乙が甲から承継する債務については、併存的債務引受の方法による。但し、当該債務は、乙が最終的に負担する。

第4条（本件吸収分割により承継する権利義務の内容）

本件吸収分割により乙が甲から承継する資産、負債、その他の権利義務は、本件吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）において本件承継対象事業に属する、別紙「承継権利義務明細表」に記載する権利義務とする。

第5条（本件吸収分割に際して交付する対価）

甲は、乙の発行済株式の全部を保有しているため、乙は、甲に対し本件承継対象事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる金銭等（会社法第758条第4号柱書に規定される「金銭等」をいう。）を交付しない。

第6条（乙の増加する資本金及び準備金の額）

本件吸収分割により、乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

第7条（効力発生日）

効力発生日は、平成21年4月1日とする。但し、本件吸収分割の手續の進行上の必要性その他の事由に応じ、甲乙協議の上、会社法第790条に定めるところに従い、効力発生日を変更することができる。

第8条（吸収分割契約書承認總會等）

- 1 甲は、会社法第784条第3項の規定により、会社法第783条第1項に定める株主總會の決議による本契約の承認を受けないで本件吸収分割を行う。
- 2 乙は、会社法第796条第1項の規定により、会社法第795条第1項に定める株主總會の決議による本契約の承認を受けないで本件吸収分割を行う。

第9条（善管注意義務）

甲は、本契約締結後、効力発生日までの間において、善良なる管理者の注意をもって本件承継対象事業に係る業務の執行及び財産の管理、運営を行うものとし、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするときは、あらかじめ甲乙協議の上、両者の合意に基づき行う。

第10条（事情変更）

本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本件承継対象事業又は本件承継対象事業に関する資産、債務、その他の権利義務及び契約上の地位に重大な変動が生じたときは、甲乙協議の上、本契約に定める本件吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、法令に基づき要求される監督官庁等の許可、認可又は承認等を得られないときは、その効力を失う。

第12条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項の他、本件吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年2月12日

甲：東京都港区芝浦3丁目4番1号
伊藤忠エネクス株式会社
代表取締役社長 小寺 明

乙：福岡県北九州市小倉北区浅野2丁目14番1号
小倉興産エネルギー株式会社
代表取締役社長 石井 俊孝

（別紙）

承継権利義務明細表

乙が甲から承継する権利義務の明細は、以下のとおりとする。承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、平成20年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した上で確定する。

資産

- 本件承継対象事業に属する以下の資産
- ）現金 202百万円
 - ）有形固定資産（電話加入権、差入保証金除く）

負債

- 本件承継対象事業に属する以下の負債
- ）預り保証金

契約上の地位及びこれに付随する権利義務

甲が当事者となっている、本件承継対象事業に属する売買契約、賃貸借契約、リース契約、使用許諾契約、その他本件承継対象事業に属する一切の契約上の地位及び権利義務。

但し、従業員との雇用契約上の地位及び権利義務を除く。

以上

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

承継会社であるKKEは、当社の完全子会社であるため、株式の割当交付はいたしません。よって、該当事項はありません。

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	小倉興産エネルギー株式会社
本店の所在地	福岡県北九州市小倉北区浅野二丁目14番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 石井 俊孝
資本金の額	400百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	1. 石油製品の販売 2. 自動車関連事業

以上